

よくある質問と回答

項目	質問	回答
採用関係書類について	それぞれの書類の書き方等についての問い合わせ先と提出先はどこか。	【問い合わせ先】 ・学歴関係証明書、在職証明書、退職証明書について 人事課給与班 043-223-2464 ・上記以外の採用関係書類について 人事課人事管理班 043-223-2029 ・その他の問合せについて 人事課人事企画班 043-223-3583 【書類の提出先】（封筒に「採用関係書類在中」と明記してください。） 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県総務部人事課
採用関係書類について	書類の提出が遅れる場合（意向確認までに間に合わない場合を含む。）は、どうすればよいか。	意向確認までに提出できない書類がある場合は、意向確認の際に面談担当者に書類の作成状況や提出見込についてお知らせください。 書類の提出が遅れ、支障が生じる場合には、こちらから連絡しますので、遅れる旨の連絡は不要です。
意向確認カードについて	技術職なので、希望勤務部局や希望する職務を3つも書けない場合、どうすればよいか（例えば、心理の場合、健康福祉部以外の勤務は想定されない。）。	希望勤務部局や希望する職務は必ずしも3つ記載する必要はありません。
履歴書について	履歴書はどのように印刷すればよいか。	両面印刷をお願いします。
履歴書について	職歴欄にアルバイトは記載する必要があるか。	在学中のアルバイト等については、履歴書に記載不要です。 ただし、以下の場合は履歴書に記載が必要です。 ・専門学校に在学中にアルバイト等で勤務した場合 ・高校、大学等を中退後にアルバイト等で勤務した場合 ・既卒者で採用までの間にアルバイト等で勤務した場合
履歴書について	大学生で、住民票は実家の住所にあるが、通学のため寮やアパート等で暮らしている場合、どちらの住所を記載すればよいか。	現住所欄には寮やアパートの住所を記載し、連絡先に実家の住所を記載してください。
学歴関係証明書について	学歴関係証明書や卒業証明書について、学校に記録が残っていないため、発行できないと言われてしまった。	学歴関係証明書等を提出できない旨と学歴を証明できないことによる給与算定への影響を了承する旨を記載した書類（様式任意）を提出してください。また、学校で証明書を出せない旨の証明書を発行できる場合は当該証明書も併せて提出してください。
学歴関係証明書について	博士課程の「満期退学」等、書類の様式に該当する区分がない。	手書きで該当する区分を記載してください。
学歴関係証明書について	海外の大学を卒業している場合、海外の大学の証明書も必要か。	海外の大学を卒業している場合も、証明書が必要となります。
学歴関係証明書について	複数の大学を卒業している場合、どうすればよいか。	複数の大学を卒業している場合、卒業した大学全部に係る証明書が必要となります。
学歴関係証明書について	大学に編入したが、学歴関係証明書の単位数の記載は、どうすればよいか。	学歴関係証明書等で編入年次が分かれば、編入後の単位数のみで構いません。ただし、編入年次が証明書等で不明な場合、編入前の大学の証明書も提出してください。 【編入の場合の記載事項】 ・全体の取得単位数（通常に入学した場合の卒業単位数） ・編入年次・認定単位数等（編入時に認定された単位数）
学歴関係証明書について	卒業（見込）証明書はコンビニ発行のものでよいか。	正式な証明書であれば、様式は問いません。ただし、学歴関係証明書については、指定の様式で提出してください。

よくある質問と回答

項目	質問	回答
学歴関係証明書について	大学(大学院・専門学校等)を中退した場合、どうすればよいか。	学校教育法による学校（高校、大学、大学院等）・専修学校・各種学校を中退した場合には、その期間についての在籍（中退）証明書、成績証明書及び学歴関係証明書〔各１通〕（左の３点全て。以下「在籍（中退）証明書等」という。）を提出してください。 （例１） 高校卒業後、大学を中退した場合 高校の証明書等（※）及び大学の在籍（中退）証明書等を提出。 （例２） 大学卒業後、大学院を中退した場合 大学の証明書等（※）及び大学院の在籍（中退）証明書等を提出。 （例３） 高校卒業後、専門学校を中退した場合 高校の証明書等（※）及び専門学校の在籍（中退）証明書等を提出。 （※）卒業証明書、成績証明書、学歴関係証明書
学歴関係証明書について	高校を中退し、高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格し、大学を卒業した場合、どうすればよいか。	大学の卒業（見込）証明書、成績証明書、学歴関係証明書及び高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格証明書を提出してください。
学歴関係証明書について	大学又は大学院で、研究生として在籍していた場合、学歴関係証明書は必要か。	「学歴関係証明書（県指定様式）」の提出は不要です。代わりに研究生としての在籍期間が分かる資料（大学指定様式で可）を提出してください。
住民票記載事項証明書について	住民票記載事項証明書を一度提出したが、引っ越しして住所が変更になった。どうすればよいか。	変更後の住所で、再度、住民票記載事項証明書を提出してください。
在職証明書について	会社の倒産等により、在職証明書を提出することができない場合、どうすればよいか。	証明書を提出できない場合、当該期間の年金記録がある場合には、年金記録の写し（※）を提出してください。 併せて、会社が倒産となり、在職証明書を提出できない旨と職歴に係る証明書を提出できないことによる給与算定への影響を了承する旨を記載したメモ（任意様式）を提出してください。 ※「ねんきんネット」から電子版「被保険者記録照会回答票」を出力して提出してください。 日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/n_net/introduction/questionnaire.html
在職証明書について	在職証明書を発行できない期間があり、当該期間の年金記録の写しの提出も難しい場合、どうすればよいか。	在職証明書が発行できず、年金記録の写しの提出も難しい場合は、任意様式に「勤務先・在職期間」を記載の上、当該期間について、「在職証明書の発行ができず、年金記録の証明がない」旨と「職歴に係る証明書を提出できないことによる給与算定への影響を了承する」旨を記載の上、提出してください。 ※郵送の場合は、右上に受験職種・受験番号・氏名を鉛筆書きの上、千葉県総務部人事課人事管理班まで送付してください。
在職証明書について	在職証明書は一度提出したが、３月に再度提出する必要があるのか。	試験合格後に一度在職証明書を提出した場合であっても、４月１日採用予定の方は、給与算定に必要な在職状況の確認のために、３月１日以降に証明を受けた書類を令和８年３月６日（金）までに提出してください。 ※採用予定者のみなさまの採用時の給与については、採用月の前月までの職歴等を踏まえて決定するため、３月時点でのみなさまの在職状況を把握する必要があります。お手数をおかけしますが御理解・御協力をお願いします。
在職証明書について	在職証明書を取得したが、証明書に記載された在職当時の氏名・住所から変更があった場合、どうすればよいか。	戸籍氏名・住所が変更になったことがわかる公的な書類（運転免許証の両面コピー、住民票、戸籍謄本など）を提出していただければ、取り直す必要はございません。
在職証明書について	在学中にアルバイトとして勤務していた分の在職証明書も提出する必要はあるか。	在学中の職歴（アルバイト等）については、在職証明書の提出は不要です。 ただし、以下の場合については、在職証明書の提出が必要です。 ・専門学校に在学中にアルバイト等で勤務した場合 ・高校、大学等を中退後にアルバイト等で勤務した場合 ・既卒者で採用までの間にアルバイト等で勤務した場合
誓約書について	誓約書の日付はどうすればよいか。	誓約書に署名をした日付を記載してください。
辞退届について	辞退届の提出方法について	総務部人事課人事企画班まで郵送で提出してください。 （郵送先） 〒２６０－８６６７ 千葉県千葉市中央区市場町１－１　本庁舎７階 千葉県総務部人事課　人事企画班

よくある質問と回答

項目	質問	回答
意向確認について	意向確認の日程を変更したい。	総務部人事課人事企画班（０４３－２２３－３５８３）まで連絡してください。
意向確認について	千葉県への就職を迷っているが、意向確認に参加する必要があるか。	千葉県に就職する可能性があるのであれば、意向確認に参加してください。
意向確認について	千葉県への就職を辞退する場合でも、意向確認に参加する必要があるか。	千葉県への就職を辞退する場合は、意向確認への参加は不要です。お手数ですが、辞退届を提出してください。
意向確認について	電子申請サービスで入力した内容を修正したい場合、どうすればよいか。	ちば電子申請サービスのトップページの「申請状況確認」をクリックしていただき、申込照会画面から申込完了通知メールに記載された整理番号とパスワードを入力の上、修正してください。
内定について	内定はいつもらえるのか。	意向確認の終了後に口頭で内々定を伝達し、内定は後日文書で通知します。
転居について	千葉県への採用に伴い引っ越しをする場合、引っ越しに要する費用を県が負担してくれるのか。	採用に伴い転居する場合は移転料（引っ越し代）が支給されますが、令和８年２月下旬頃に送付される「辞令交付に係る通知」を受領する前に住居の賃貸借契約をしたり、転居を行った場合には、採用に伴う転居とは認められず、移転料は支給されません。また、採用と同時期に転居した場合でも単に自己都合と認められる場合や通勤状況の改善が認められない場合は移転料の支給対象外となりますので御注意下さい。移転料の詳細につきましては追って担当者から御案内をさせていただきますので、転居の予定がある方におかれましては内容を必ず御確認下さい。 ※上記は令和８年４月に採用される方についての記載となります。今年度中に採用されることとなった方については、担当者から詳細を説明させていただきますので、不明な点等がありましたら、総務部人事課給与班（０４３－２２３－２４６４）までお問合せください。
転居について	移転料はどのように申請を行えばよいのか。	採用後に確認できる県庁内ホームページの総務ワークステーション旅費班のページから、申請方法等についての案内を確認してください。
転居について	住居手当はいくらもらえるのか。	借家・借間の住居手当の金額は以下のとおりです（１００円未満の端数は切り捨て）。 家賃月額が２７，０００円以下：家賃月額－１６，０００円 家賃月額が２７，００１円～６１，０００円未満：１１，０００円＋（家賃月額－２７，０００円）×１／２ 家賃月額が６１，０００円以上：２８，０００円（最高支給限度額）
転居について	住居手当の支給の条件は何か。	借家・借間の住居手当の支給の要件は、①契約者が職員本人であること②家賃支払者が職員本人であること③契約書の住所と住民票が原則一致していることです。家賃支払口座が職員本人以外の名義（配偶者や両親、同居人等）であった等上記の支給３要件のうち一つでも満たしていない場合は、住居手当の支給対象外となります。
転居について	単身赴任手当の支給の条件は何か。	以下の４要件を全て満たしている必要があります。 ①採用に伴い転居したこと ②やむを得ない事情（父母の介護、子の教育、配偶者の就業、持ち家の管理等）により、同居していた配偶者と別居したこと ③単身で生活することを常況とすること ④直前に配偶者と同居していた住居から在勤する公署までの通勤が困難（直前の住居からの通勤距離が６０Km以上、又は６０Km未満であっても通勤時間、交通機関の状況等からこれと同様に通勤が困難と認められること）であること 要件を満たすかどうか御不明な場合等は、総務ワークステーション認定班（０４３－３５０－２１１５）までお問い合わせください。
給与について	職歴や学歴に基づいて、給与額がいくらになるか知りたい。	給与額について個別に算定は行っておりません。受験案内に記載された初任給や給与例を参考にしてください。
給与について	国、都道府県、市町村等の公務員から千葉県に転職するが、退職手当はどうなるのか。	国等で退職手当の支給を受けていない場合で、退職した日の翌日に千葉県に採用された場合には、国等における退職手当の算定に係る在職期間を通算し、千葉県において退職手当の支給を行うこととなります。 ただし、パートタイム会計年度任用職員等、勤務時間が正規職員よりも短い勤務形態の職に任用されていた場合の期間は通算されません。
その他	採用日から旧姓を使用したい場合、どうすればよいか。	総務部人事課人事管理班（０４３－２２３－２０２９）まで連絡してください。
その他	子どもの保育園への入園手続のため、就労証明書の提出を求められているが、どうすればよいか。	総務部人事課人事管理班（０４３－２２３－２０２９）まで連絡してください。